

放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

第5回会合

議事録

1. 日 時 平成28年8月31日(水) 15:00～16:06

2. 場 所 原子力規制委員会 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

伴 信彦 原子力規制委員会委員

田中 知 原子力規制委員会委員

外部有識者(五十音順)

井口 哲夫 国立大学法人名古屋大学工学研究科量子工学専攻 教授

坂 明 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター 常勤理事

中村 吉秀 公益社団法人日本アイソトープ協会事業推進本部医薬品・アイソトープ部 医療RI業務推進役

松田 尚樹 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所放射線リスク制御部門 教授

原子力規制庁職員

片山 啓 核物質・放射線総括審議官

西田 亮三 放射線対策・保障措置課 課長

寺谷 俊康 放射線対策・保障措置課 企画調整官

一瀬 昌嗣 放射線対策・保障措置課 国際・放射線対策専門官

島根 義幸 放射線対策・保障措置課放射線規制室 室長

松本 武彦 放射線対策・保障措置課放射線規制室 放射線検査管理官

谷 和洋 放射線対策・保障措置課放射線規制室 放射性物質セキュリティ専門官

榎本 和義 放射線対策・保障措置課放射線規制室 技術参与

総務省消防庁

新澤 徹也 予防課特殊災害室 課長補佐

国土交通省

山後 誠 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 主査

厚生労働省

伊中 愛貴 医政局地域医療計画課 課長

秋山 祐介 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 課長補佐

警察庁

鈴木 基之 警備局警備課 特殊警備対策官

山崎 博之 生活安全局保安課 課長補佐

4. 議 題

- (1) 放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）について

5. 配布資料

資料 1-1 放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）概要

資料 1-2 放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）

参考資料 1 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム第4回会合議事録
<机上参考資料>

- ・放射線障害防止法関係法令

議事

○伴委員 それでは定刻となりましたので、ただいまより第5回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームを開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事次第にありますように、本日は、中間取りまとめの（案）ということで、これまでの議論の整理をしたいと思っております。

では、議事に入る前に、事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

○西田課長 放対課長の西田でございます。

本日、お手元にお配りしております資料でございますけれども、議事次第、それから、座席配置図でございます。

それから、資料1-1として、中間取りまとめ（案）の概要であります。

それから、資料1-2といたしまして、中間取りまとめの（案）。

そして、参考資料1といたしまして、前回、第四回の議事録をお配りさせていただいております。

以上でございます。

○伴委員 よろしいでしょうか。過不足等はございませんか。

では、議事に入ります。

それでは、資料1-1、そして、1-2につきまして、西田放射線対策・保障措置課長から御説明いたします。

○西田課長 それでは、今回、中間取りまとめの資料1-2の概要といたしまして、資料1-1をお配りさせていただいておりますので、概要を中心に、1-2の報告書を参照しながら御説明させていただければと思います。

資料の1-1を1枚おめくりいただければと思います。

まず、今回、第2章におきまして、危険時の措置の充実強化について取りまとめさせていただいております。

中身といたしましては、現行法令の課題として、現行のRI法では、RI事業者に対して、一律に応急措置を講ずることを要求しております。しかしながら、リスクの程度に応じて段階的に要求するものとはなっておらず、IAEAの要求事項と比べると、事前対策の観点からは十分な水準に達していない。

また、輸送における危険時の措置では、複数の関係省庁が所管しているため、関係省庁で統合したマニュアルの整備が十分でないというような現状の課題がございます。

これを踏まえまして、新しい制度の枠組みといたしまして、施設における事前対策を要求するRI事業者を取りまとめさせていただいております。

具体的には、「重篤な確定的影響が生じ得る施設」を対象とする事を基本とし、放散性RIは使用の場所でA/D₂が1以上の事業者、そして、非放散性、あるいは1mの位置で1Gy/h以上の線源を所有する事業者、そして、放射線発生装置はビームエネルギーと強度により定めた基準値を超える事業者を対象に、危険時の措置の規制対策を要求するということとし

てございます。

具体的な措置の中身でございますけれども、施設における危険時の措置といたしましては、こちらは概要の方でございますように、応急の措置を講じるための手順の策定、そして、組織と資機材の準備、訓練の実施や消防・警察・医療機関との連携を求めてまいります。また、応急措置を講じた際に必要な情報提供に係る手順の作成といったものを求めることとしているところでございます。

これ以外に、報告書の7ページの方を御覧いただければと思います。

7ページにおきまして記載してございますけれども、今、概要の中に記載したものの以外といたしましては、7ページの③にございますように、危険時の措置における取組の強化といたしまして、今回、対象として該当しないRI事業者に対しても、放射線障害予防規程に定めている危険時の措置として取り組むべき内容について明確化を図るというふうにさせていただいております。

今回、対象となる事業者につきましては事前対策を含めた措置、そして、これに該当しない事業者に対しましても、予防規定に定めている危険時の措置について取り組むべき内容に対して明確化を図っていくということを考えてございます。

続きまして、8ページ以降が輸送中における危険時の措置でございます。

輸送時における危険時の措置につきましては、概要紙の右側の真ん中にございますように、関係省庁が連携を図り、消防・警察・医療機関が円滑に対応できるよう、モデルとなる対応マニュアルの整備を行うということを記載させていただいております。

これにつきましても、詳細は10ページの方に記載させていただいてございまして、こういったマニュアルの整備以外にも、10ページ、(2)の上から4行目以降でございますけれども、危険時の措置に関する取組を行うことを支援する観点から、規制内容及び解説について、関係省庁共同で統一したガイドラインを策定し、RI事業者に示すことを検討する必要があるというような指摘もあわせて記載させていただいているところでございます。

続きまして、報告書の11ページ以降が、放射性同位元素に対する防護措置についての中身でございます。

概要紙につきましては、スライド番号2番のところに記載をしてございます。

こちらにつきましては、現行法令の課題といたしまして、現行のRI法体系では貯蔵施設に係る施設や、人がみだりに立ち入らない措置等の一定程度の防護措置に資する規制要求が既になされているところでございます。

しかしながら、IAEAにおいて、IAEAが求めている検知・遅延・対応等の一連の体系的な措置は現行のRI法では規制要求をしていないという課題がございます。

これを踏まえまして、新しい枠組みといたしましては、防護措置の規制対象といたしまして、密封、非密封ともに危険性に応じて区分分けを行い、危険性の高い放射性同位元素、 A/D_2 が1以上のものを、この防護措置の規制対象としていきたいというように考えてございます。

これに加えて、11ページの方に少し記載してございますけれども、線源登録システムの対象となる放射性同位元素についても、あわせて見直しをしたいというふうに考えてございます。

具体的には、現行の線源登録制度では区分3に該当する密封線源のうち、非破壊検査装置及びアフターローディング装置に使用する放射性同位元素のみを対象としているところでございますけれども、今後、我が国においては、しかしながら、この区分3のものとしたしましては、厚さ計及びレベル計、そして測定機器の構成に使用する線源等もあるということでございますので、これらにつきましては今般の改正に伴って防護措置の対象とするということが、今回、決められてございます。

こうしたことから、これらの放射性同位元素についても線源登録制度の対象とすることが適当であるというような記載を、報告書中では記載をさせていただいているところでございます。

また、この具体的な防護措置の内容でございますけれども、概要の真ん中の欄でございますけれども、施設における防護措置といたしましては、防護措置の義務化、そして放射性同位元素防護規程の策定、そして、放射性同位元素防護管理者の選任といったものを新しく求めていきたいというふうに考えてございます。ここら辺につきましては、具体的には報告書の14ページに記載をしているところでございます。

14ページにおきましては、防護措置の義務化といたしまして、表の3-1-2に示す検知・遅延・対応の基準に基づいた防護措置を義務づけること、そして、基準に適合していないと認めるときには、原子力規制委員会は事業者に対して改善に必要な措置を命ずることを規定してございます。

また、放射性同位元素防護規程の策定につきましては、放射性同位元素防護規程を放射線予防規定とは別に作成し、届け出ること。そして原子力委員会が必要と認めるときには、事業者に対し防護規程の変更を命ずることができるとしてございます。

そして、防護規程につきましては、表の3-1-3に示される措置内容や手順、実施のための組織等についても、あわせて記載することを求めたいというふうに考えてございます。

そして、この防護管理者の選任につきましては、防護管理者の要件といたしまして、放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者、そして、放射性同位元素の取り扱いに関する一般的な知識を有する者、そして、防護に関する業務の管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者、またはこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者といったものを要件としていくということをご予定してございます。

また、この防護管理者の選任に当たりましては、この選任が可能となるように、防護管理者の資格要件を満たすための講習会を原子力規制庁が実施していくこと、そして、防護管理者向けの防護措置に関する講習を新たに設け、選任された防護管理者の定期的な受講を義務づけるといったことも、あわせて指摘させていただいてございます。

また、この防護措置に関しましては、国家公安委員会との連携といたしまして、放射性同位元素の防護規程について、原子力規制委員会から国家公安委員会へ連絡すること。そして、防護措置に係る運用に対して、国家公安委員会は原子力規制委員会に対して意見を述べるようにすること。

また、上のイ)、または、ウ)の運用に必要な範囲でございますけれども、国家公安委員会は事業者に対する報告、聴取及び立入検査に係る権限を持つことができることとするといったことを記載してございます。

この防護措置の実施に向けた取組といたしましては、RI事業者が必要な防護措置を施設の実態に応じて円滑に実施できるよう、規制要求を性能要求とするとともに、事業者の理解に資するよう防護措置に係る規制の解釈を作成することとしてございます。

また、使用されていない血液照射の課題とRI事業者の利用実態に比して過度な負担とならないよう、関係者が連携して取り組む等、柔軟に対応するといったような記載をさせていただいているところでございます。

16ページにつきましては、区分ごとの防護措置の内容の表。

そして、防護規程の内容につきましては、17ページに記載させていただいているところでございます。

続きまして、報告書の18ページ目以降が輸送中に係る防護措置でございます。

これにつきましては、概要の中で、真ん中の右側でございますけれども、封印の取りつ

け、そして運搬の取り決め、そして都道府県公安委員会への届け出といったものを求めてまいりたいというふうに考えてございます。

これらの措置の具体的内容につきましては、報告書の19ページ以降に記載させていただいております。

19ページにおきましては、現状として、輸送物の分類とIAEAが示す施設における防護区分の考え方は異なるものではありますけれども、制度の円滑な運用の観点からは施設における防護措置の規制対象となる放射性同位元素と、輸送における防護措置の対象となるRIは整合的であるべきであるとして記載してございます。

RI輸送における防護措置の対象は放射能とD値の比が1以上の放射性同位元素を輸送する場合とすることが適当。その上で、輸送物の放射能がD値以上で10D値または3000A₂値未満の場合を基礎的なセキュリティーレベル、輸送物の放射能が10D値または3000A₂値以上の場合を強化セキュリティーレベルとすることが適当としてございます。

なお、この基準を判定するに当たっては、放射性同位元素の減衰を考慮することが望ましいというふうに記載してございます。

また、このD値以下のものにつきましては、通常的安全規制による管理レベルで問題ないというふうに行っているところでございます。

また、輸送中のRIにおける防護措置についての具体的な中身については、21ページに記載しているところでございます。

具体的には、封印等の取りつけといたしまして、基礎的セキュリティーレベルについては輸送物に対して封印の取りつけとその確認、強化セキュリティーレベルの輸送物に対しましては施錠または封印の取りつけとその確認、そして、運搬における取り決めに関しましては、基礎的セキュリティーレベルについては、搬出及び搬入の予定日及び輸送手段の通知並びに予定日時までに搬出及び搬入されたか否かを荷受人・運搬人・荷送人の3者間で通知をすること。そして、強化セキュリティーレベルの輸送物を輸送する場合は、この基礎的セキュリティーレベルに加えまして、防護措置に対する責任の移転の地点の明確化を荷受人・運搬人・荷送人の3者間で実施するというふうにさせていただいております。

そして、都道府県公安委員会への届け出につきましては、強化セキュリティーレベルに該当するA型輸送物を運搬する場合には、都道府県公安委員会へ放射性同位元素の運搬の届け出について検討を行うとさせていただいております。

そして、原子力規制委員会における確認といたしましては、強化セキュリティーレベル

のB型輸送物については、現地での封印または施錠の確認及び運搬の取り決めの確認を行うこと。また、強化セキュリティーレベルに該当するA型輸送物については、原子力規制委員会による書類確認を行うことについて検討を行うとしております。

なお、現地での確認につきましては、登録運搬物確認機関を活用する等、円滑な実施体制の構築を図ることが必要であるというふうにさせていただいているところでございます。

この防護措置に関する今後の検討事項といたしましては、この概要の中の、2の一番下のところに記載してございますように、RI事業者が防護措置を円滑かつ確実に実施できるよう規制の解釈を作成すること。そして、RI輸送時のセキュリティーレベルの基準値に係る合算方法並びに封印、取り決めの確認及び届け出の方法等の詳細について、輸送の実態も踏まえつつ整理を行うというようにまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、報告書の23ページ以降につきましては、安全水準の向上に向けた共通的な取組についてまとめさせていただいております。

概要の3ページでございますけれども、現行法令の課題といたしましては、IAEAの基本安全原則では「安全のための一義的な責任は放射線リスクを生じる施設とその活動に責任を負う個人、または組織が負わなければならない」とされておりますけれども、現行のRI法では、こうしたRI事業者の一義的責任については明確に規定していないところでございます。

また、現行のRI法では、放射線取扱主任者に対する試験、資格講習、定期講習については、試験の課目、講習の課目がRI法の別表で規定されておりますので、こうした最新の知見を反映した科目を追加することを法律改正しなければならないということで、困難になっているという課題がございます。

これを踏まえた新しい制度の枠組みといたしましては、まず、RI事業者による安全性向上についてはRI事業者の一義的責務をRI法について明確化すること。そして、RI事業者全体として自主的かつ継続的な安全性向上及び防護措置の取組を法律上明確に義務づけること。そして、放射線障害予防規定の中に自らの活動を評価する組織を位置づけ、定期的に評価を行い、その結果を踏まえて取組の改善を行い、必要に応じて放射線障害予防規定に反映することということをお願いを求めています。

また、その右側でございますけれども、試験、講習に関する充実強化に関しましては、放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の科目を施行規則に委任することで、内容について柔軟に見直し、最新の知見を反映できるようにすること。そして、定期講習の内容

に「危険時の措置」、「RI事業者の自主的に安全性の向上に向けた取組」を新たに追加する他、防護管理者の定期講習制度を定めるといったことを新しい取組としてやってまいりたいというように考えてございます。

こうした記述につきましては報告書の中の23ページに記載しているところでございます。

その中で、さらに追加するものとしたしましては、こうしたRI事業者の自主的、継続的な安全性の向上のための取組の促進を図るため、良好事例のRI事業者及び放射線取扱主任者等を抽出し、原子力規制委員会から表彰を行うなど、RI事業者の取組の促進を図ることについても、あわせて検討を進めるといったような記載もまとめているところでございます。今後につきましては、こういった事業者による安全性の向上については、放射線障害予防規定の要求事項の具体化というものを今後とも行ってまいりたいというように考えてございます。

最後でございますけれども、報告書の25ページ以降に、「おわりに」ということで報告書のまとめをさせていただいております。

25ページにおきましては、今後のスケジュールといたしまして、本検討チームの取りまとめを踏まえ、今後は原子力規制庁において法律改正に向けた条文策定を行うとともに、関係する基準等の策定作業を行っていくということとしてございます。

具体的な今後の検討事項につきましては、25ページにまとめているところでございます。

この中身については、先ほどの概要の中でも御説明したとおりでございます。

そして、26ページに、「おわりに」ということで記載をさせていただいております。

これにつきましては、この中間取りまとめで示したRI規制の見直しに関する今後の課題の検討状況について、本検討チームでは適宜、適切に報告を受けつつ、今後とも継続的に検討を行っていくこととするとしてございます。

また、今般のRI規制の見直しに伴い、防護措置やRI事業者の自主的、継続的な安全性向上の取組など、これまでの規制内容に追加される事項に関しましては、その規制の円滑な実施のための体制整備が不可欠である。このため、原子力規制庁において、審査・検査体制の整備、検査官の教育、研修の実施等、規制の執行体制について計画的に構築していくことがあわせて必要であるということで、最後にまとめさせていただいているところでございます。

27ページにつきましては、これまでの検討の経緯、そして最後、28ページには検討チームの構成員などを記載させていただいております。

中間取りまとめの説明は以上でございます。

○伴委員 ありがとうございます。

この検討チームでこれまで議論してきたこと、そして、前回、関係する団体等からさまざまな御意見を頂戴しましたので、それも、できるだけ盛り込む形でこの中間取りまとめを作成してもらいました。

これについて確認も含めて御意見を頂戴したいと思いますのですが、最初から順番に資料1-2を見ていきますと、第1章は、これは「はじめに」ということで、ここは特によろしいですかね。

そうしましたら、第2章の「危険時の措置の充実強化について」、何かコメント等がありましたらお願いしたんですが、いかがでしょうか。

○井口教授 特に趣旨に異論はありませんけれども、確認したいことがありまして、7ページのところで、③で先ほど御説明いただいたように、危険時の措置に係る取組の明確化ということで、該当しないRI事業者の方に対しても、今回の危険時の措置の内容の明確化を図ると。

この意味というのは、この報告書でいうと、3ページに表が、これは1-2ですか、項目が上がっていると思うのですが、これについて、いわゆる該当しないRI事業者の方も、全部調査し直すという、そういうことを意味されているわけでしょうか。

○西田課長 この3ページでございますIAEAの安全要件につきましては、これはあくまでIAEAの要件でございます、これを踏まえて、事前対策まで求めるものについてが、今回、絞り込んだものでございます。

したがいまして、今、御指摘いただきました7ページの③にあります、これに該当しないRI事業者については、特に事前対策までは必ずしも求めていくものではございませんけれども、現行の予防規定の中で法律上、明確に求めているものが、あまり具体的な項目では求めておりませんので、まさに事前対策以外について、このIAEAの要件にあるようなものも参考にしながら、少し予防規定の中で定めるべき危険時の措置というものも、具体的なものを明らかにして事業者が対応できるようにしていきたいというふうなことでございます。

○片山総括審議官 総括審議官の片山でございます。

恐らく、事業者によってかなり記載内容にばらつきがある分野じゃないかというふうな思っておりまして、かなりがちりちりつくられている方々もおられます。

ある意味、我々はそういう良好事例みたいなものを知り得る立場にもございますので、危険時の措置を、あらかじめ考えておかなきゃいけないことというのには、こういうことがあるというようなことを、ある意味、我々の方から情報提供して全体のレベルアップができればということではないかと思っております。

新たな規制要求をするという趣旨ではございません。

○井口教授 ありがとうございます。もう1点、よろしいでしょうか。

もう1点は、10ページのところで、概要のところでも紹介していただきましたように、輸送時の場合に、今回、各関係する省庁の方で共通のマニュアル等を整備して、なおかつ周知するという、そういうことが書かれているわけですが、防護の方は、後段の方は、原子力規制庁あるいは規制委員会がいわば責任を持って全体を見ているような、そういう記述があるのに対して、こちらの方の危険時の措置に対して言うと、平面的につながっていて、ネットワークの各点についてはお互いの省庁、関係するところがしっかりやると思うんですけども、全体を見るという、そういう説明が何か抜けているんじゃないかなと思って、これは原子力規制庁がやるということで、言わずもがなというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○西田課長 微妙な書きぶりの違いがあるというのは御指摘のとおりでございまして、防護措置につきましては、あくまでRI法上の防護措置を求めるものでございますから、これはまさに法律を所管している規制庁として取りまとめてやっていくという形でございます。

ただ、このRI法も、危険時の措置、実際に事故が起こったときといいますのは、今回、そういった場合が起こったときには必ずしもRI法だけではなくて、まさに防災の関係とか、あるいは救急対応の関係のさまざまな関係省庁が関わってくるということでございますので、そういった意味では、何か、規制庁が権限的に上に立ってまとめていくというような形にはできないということかと思っております。

ただ、もちろんこれを検討するに当たっては、誰かがきちんと旗を振らないと進んでいけないと思いますので、そういった意味では、取りまとめ役として我々の方が積極的にお旗を振るような役割を果たしていきたいと思っております。

○井口教授 わかりました。ありがとうございます。

○伴委員 どうしても、それぞれ所管する法令範囲というのがありますので、誰かが全体を仕切るということではないんですけども、ただ、こういう形で関係省庁にお集まりいただいておりますので、その重なり合うところで抜けがないようにという趣旨かと思いま

す。

それと、最初の1点目の方に関しては、具体的な規制要求があるかないかという考え方もありますけれども、危険時の措置、特に緊急時に対する備えということと、セキュリティーのところに関して、これまでRI法ではあまり正面から取り組んでこなかったということで、その問題をまず全体的に考える。その上で、大規模な施設に関しては具体的な要求を追加していくという、そういう考え方になるんじゃないかと思います。

この第2章に関して、ほかに。

お願いします。

○松田教授 7ページの③は多分、途中の議論ではあまり出てこなかったように気はするんですけども、規制要求はしませんが必要な準備はしましょうという、そういう趣旨ですよね。

そのための参考としては、「とりわけ」以下ですね。オフサイト対応機関というのは1施設ではできませんから、そのガイドラインをつくるということで、これは、時間的にはといたしますか、タイムスケジュールといたしますか、時間感覚的にはどんな感じで考えられていますか。

○西田課長 今回、法律改正をして、それを実際に事業者の方々に準備していただいた上で施行していくということを考えてございますけれども、できれば、その施行に間に合うような形で整備を図っていきたいというふうには考えています。

○松田教授 わかりました。ありがとうございます。

あと、まだいいですか。

同じ7ページの④なんですけれども、これは確認ですが、前回の議論で火災の例がございましたですね、情報公開で。あの点がここに入ってきたと、危険時の措置に入ってきたという理解でよろしいですかね。わかりました。

最後に、もう1点です。

同じページの上から4行目になりますけれども、要は、GS-R-2との整合性ということで、幾つか基準ができましたが、実際にその現場における判断基準はどうするんだというところで、もちろんその現場、現場によって違うとは思いますが、たしかこれまで議論の中で、セーフティーとセキュリティーのコンフリクトが起こるところもあるんじゃないかと、そういうところというのは、ある程度考え方を統一しておいた方がいいんじゃないかというふうな議論があったとは思いますが。

ですから、これは検討課題として、そういうのも上げといていいんじゃないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

○西田課長 考え方としまして、セーフティーとセキュリティのコンフリクトが起きた場合は、我々としては人命優先というのが常識的な考え方だろうというふうには考えてございます。

ただ、その中で、どれだけセキュリティが担保できるかというのは、まさにケース・バイ・ケースで、まさに事業者さんの状態によってさまざまなケースがあるかと思うので、何か我々の方で一律的な考え方が示せるかどうかというのは、我々としても検討はしたいとは考えています。

○松田教授 お願いしたいと思います。

といたしますのも、実際、この基準をつくるところで、例えば1Gy/hという一つの線量ですね、1mのところですけども。仮にここで、1Gy/hを私が今測定したとしたら、恐らくほとんどの現場の人間はすぐ逃げます。そういう線量率ですね、これはね。しかも、普通のサーベイメーターでは測定する限度を超えていますから、電離箱でしかはかれない。普通は、そういうものを使って測定しませんので。ですから、結構、非現実的な線量率だと思うんですね。

ですから、例えばその100分の1とか、1,000分の1とか、ある程度の現場の判断基準となるような線量というのはあってもいいんじゃないかというふうに私は思いますけれども。現場にとってはですね。

○西田課長 たしか、前もそういった議論があったかと思いますが、ここでいう1Gy/hというのは、あくまで危険時の措置の事前対策を求める施設の特徴としての基準でございますので、今まさに御指摘があったように、じゃあ、緊急対応するための判断基準としての線量というのは、まさに施設ごとにもっと低いレベルでいろいろあるとは思っております。

それはまさに事業者さんが自らの判断で、こういうレベルになれば対応した方がいいということをお決めになって予防規定の中に記載していただくという形であれば、我々が求めているのは、あくまで判断基準と手順を明確にさせていただくことを求めるということでございますので、我々の方から何か、特定の一律の基準を押しつけるという形ではないというふうには考えております。

○松田教授 ということは、例えば、ある程度、学協会レベルであったり、そういったと

ころで自主的に少し研究的に考えてみるという、そういうふうなこともありということでしょうか。

○西田課長 それは各事業者の判断として、そういったような考え方をされるということであれば、あり得るというふうに思います。

○伴委員 1Gy/hというのは、あくまでカテゴリーに分けるための基準ということですから、実際の運用に関しては、先生がおっしゃるように、もっとほかにもいろいろなものが必要なんだろうと思いますし、それを、例えば学会がイニシアチブをとって方向性を示していくというのは我々としても、それは歓迎です。

それと、セーフティーとセキュリティの問題は、これは非常に難しいところがありますので、この検討チームだけで何か明解な答を出せるとは思っておりません。それは引き続き検討していかなければいけないんですけれども、ただ、現場にとって、何か指針となるようなものをもし示せるのであれば、それはできるだけ示していきたいとは思っています。

ほかに、いかがでしょうか。お願いします。

○中村推進役 ちょっと細かいことですが、確認だけさせてください。

6ページのところで、密封性の対象をどうするかというところで、注の8ですか、ここの議論でも出たのでそうだなと思っているんですが、書き方によっていろいろ取れるんですが、恐らく今後の検討になると思いますけど、確認させていただきます。

まず、分けるのは、放散性と非放散性とに分けているんですが、ここはあくまでも非放散性の中の密封線源に限定してますよね、という書きっぷりになっています、ということでよろしいですね。

ですから、同じようなセルの中に入っている、密封線源でない非放散性のやつは入れますよということですね、一つ。

○西田課長 いえ、非放散性については、密封線源と、あと金属状の放散しない非密封線源も非放散性RIという形で定義させていただいております。そこはIAEAの定義と合わせようというふうに考えています。

○中村推進役 わかりました。

といいますのは、例えば、いつもセルの中に使用中も入っているのは、密封線源だけではなくて、非放散性ならその原料になるようなものも入りますよということですね。

ここに、「密封線源」というような言葉で注8に書いてあるんですけれども、そうじゃ

ないということで。

○片山総括審議官 総括審議官の片山です。

要するに、注8の1行目は密封線源なんですけれども、その後、2行目に「及び遮蔽されたホットセル等で常に使用されている金属固体等の非放散性RI」ですので、これは非放散性RI全体について書いております。

○中村推進役 わかりました。ありがとうございました。

それから、もう一つは、この場合の遮蔽の考え方なんですけれども、これは以前、例えば、ここに例として血液照射が入っている。これは、使用中も完全に遮蔽されていますので出ないんですが、例えばガンマナイフのようなものは、使用中は患者さんの方には開かれるというふうに。それは、ほとんどが覆われているから対象にはしませんよというお話だったと思うんですが、そこはそれでよろしいでしょうか。

○片山総括審議官 そのとおりでございます。

○中村推進役 ありがとうございました。

○伴委員 ほかにいかがでしょうか。御意見はございませんか。

それでは、次の第3章、セキュリティのところになりますけれども、ここについて、御意見はいかがでしょうか。

お願いします。

○坂常勤理事 21ページの、輸送の際などの公安委員会への届け出の関係なんですけれども、現行、B型についてやっておりますけれども、かなり時間的に、以前の段階でしっかりルートなどを確定して届け出をしていくというようなことになると、事業者さんはかなり大変であるということの一つあるかと思えます。

それから、受ける都道府県公安委員会、あるいは具体的に言えば警察になるかと思うんですけれども、恐らく受け取って、全国といたしますか、ルートとなっております都道府県警察の方にそれを通知し、それぞれの警察署、さらには、具体的には派出所、駐在所などの方におろして具体的に調査をして、ルートに支障がないか、あるいは、さまざまな関連するイベント等がないかというような形ですということになりますと、かなり、恐らく届け出る方、それから警察の方にも負担になるということになるかと思えます。

それらについては、こちらの方で検討を行うということですので、恐らく関係の方々でこれから検討もされるということなので、いいソリューションが見つかると思いますけれども、その際には、例えば、その次の原子力規制委員会の方でも、恐らく、届け

出といたしますか、書類確認を行う、何らかの届け出、情報提供を行っていただくということになるかと思うんですけれども、これらの方との組み合わせとか、いろんな方法、そして、こうした情報の共有によって、いざ、何か問題が起きたときには適切に対応するための体制をどうしてもつくらなければいけないと思いますので、そういった防護的な措置が的確にとれるということを念頭に置きながら、関係の方々で合理的に、負担の少ないような形のよい方法ができるといいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西田課長 御指摘、ありがとうございます。

今回、この中間取りまとめでは、そのA型輸送容器についても、一定以上のものについては、ここで示されたような確認なり届け出を求めていくということを考えてございます。

ただ、まさにこのA型輸送容器につきましては、B型輸送容器と違って、非常に早い動きがあったり、B型輸送容器ほど早い段階での届け出ができるかどうかというような問題があるという御指摘をいただいているということは我々も認識してございますので、したがって、我々がこの要求の中で担保したいところと、実際にA型輸送容器を輸送するという実態の中で、それをどういう形で担保できるのかというのは、まさに今後の検討課題の中で整理されているとおり、今後、少し実態を踏まえて整理した上で、柔軟なやり方といったものを考えていきたいというふうには考えています。

○山崎課長補佐 警察庁の山崎といいます。

ただいま、坂委員さん等から御指摘があったとおり、各都道府県公安委員会で、現在のところ、B型輸送については届け出を受理しております。

A型輸送物の一部を新たに届け出対象にするかというようなことで、各都道府県公安委員会、いわゆる都道府県警察ですね、ここの現状を踏まえて、当庁としても問題点の把握等に努めているところなんですけれども、今現在の状況で、A型輸送の現状というのは、いわゆる荷送人の方が輸送業者に委託する、そして業者によって荷受人の方に配送する。

業者の方は、いわゆる効率的に配送を行うために、一旦、営業所、あるいはターミナルというところに集約して、ある程度、配送目的地区ごとに割り振りをやったりというのが現状だそうです。

これでいけば、いわゆる出発の時点で強化セキュリティーレベルだったものが、途中で基礎的セキュリティーレベルに変わることも考えられる。また、逆に、回収というようなことも行いますけれども、基礎的セキュリティーレベルで出発したものが、合算というよ

うな形で、いわゆる輸送途中で強化セキュリティーレベルに変わってしまうというようなことも考えられるのかなと想定しております。

そういった場合、責任の所在の特定が非常に困難になるのかなという部分も問題点としてあげられるし、我々は輸送の関係で取り締まるというようなことも行っておりますけれども、違反取締を行う観点からも、この責任の所在が明確でないというようなことや、輸送途上でセキュリティーレベルが変わるというようなことで、違反の認定も非常に難しくなるのかなというような問題点でもあるのかなと、ちょっと把握しております。

報告書で書かれているとおり、今後、関係省庁、あるいは協会、それと輸送業者を含めて、もうちょっと、この辺については詳細につめていく必要があるのかなと感じております。

以上です。

○伴委員 貴重なコメントをありがとうございます。

今、既に議論されたとおりで、とりあえず大枠といたしますか、全体の枠組みをここでまず決めた上で、細かい、特に技術的なところは、今後、議論していくことになるかと思っております。

私の個人的な印象ですけれども、現行でA型とB型の格差といたしますか、その違いが相当ありますので、A型に該当するものでセキュリティーを新たに要求ということになると、その実現可能性といたしますか、そのところをしっかりと見ていく必要があるとは思っています。

ほかに、いかがでしょうか。

お願いします。

○松田教授 この章に関しては、全体的に議論の内容が全て反映されていると思います。

あと、確認なんです。書きぶりのところで意味するところの確認なんです、15ページです。

ハ)ですね。上から5行目からありますが、その2行目になります。

「防護管理者の資格要件を満たすための講習会を原子力規制庁が実施する」と。これは規制庁が実施するんですか。

といたしますのも、その後は、加えて、「登録定期講習機関が行う定期講習にあわせて」とありますので、上の行の講習会は、これは規制庁が実施すると考えるんですか、いかがですか。

○西田課長 現状、防護管理者の資格要件の登録機関というのはございませんので、そういった意味では、まず、規制庁の方で立ち上げをしてみて、その状況によって、場合によっては登録機関の制度のようなものをつくるといったようなことは考えられるかもしれません。

○松田教授 わかりました。

もう1点です。同じページの下から6行目になりますけれども、「規制要求を性能要求とするとともに」と、ここで意味する性能要求というのは、もう少し具体的には。

○片山総括審議官 総括審議官の片山でございます。

事業者団体ヒアリングをしたときに、自分のところの施設は、こういう施設の特徴があるんで、こういう規制要求の満たし方を認めてほしいというようなコメントがたくさんありました。

じゃあ、そういったときに、規制要求の仕方を資料要求でやってしまうと、施設の特徴に応じて工夫する余地がなくなってしまうので、要求の仕方としては、こういうことを満たしてくださいという要求、それを個々の施設でどう実現するかというのは、まさしく事業者の責任においてよく考える。それを性能要求という言い方で表しているということでございますね。

○松田教授 わかりました。

○伴委員 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○中村推進役 先ほどの届け出の件で確認させていただきたい。

この報告書は非常によくいろいろと検討されて、そこは反映されていると思うんですが、例えば、21ページの③、④、⑤のところなんですが、先に④で、従来どおり、B型については届け出をしてきておりますので、これは届け出を行うというふうに書いてあって、それに対して、以前は、③ですね、A型であっても強化セキュリティーレベルの場合には届け出をするとなっていたのを、そこがAについては検討を行うという形を、今回の中間報告書の形ではとる。

それに対して、⑤の方で、検討、届け出をするかどうか、Aをするかどうかは別にして、これはBも含めて、方法等については⑤の方で整理し、検討すべきであると、こういう言葉が使われていると、そう考えてよろしゅうございますですか。

○西田課長 はい、そのとおりでございます。

○中村推進役 ありがとうございます。

あと、それから、もう1点よろしいでしょうか。

第3章の冒頭の11ページなんですけれども、これは決して全く反対ではございませんで、非常にいいことだと思うんですが、要は、先ほどの、途中で合算するとか、いわゆる基礎的が三つになると強化に変わるということがあって、そこら辺のときに、密封線源というのは、従来、原則では認められてなくて、購入時から半分になっても、5分の1になっても、購入時の対応を使いなさいとあったんですが、それは過度ではないかという意見もあって、そこで減衰も考慮するようになったんですが、こちらの方は、使用中の防護レベルにおいても、当初、入手したときから減衰して考えてもいいよということでもよろしいんですね。

いいことなんですが、他の、いろんな今までの規制を考えると非常に難しいことなので、慎重な検討が要るかなという気がしております、中で、こんなになるかなという気もしないでもないもので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西田課長 御指摘のとおり、趣旨としてはここに記載しているとおりでございます。

ただ、法律でこういう規則をつくったときに、それがきちんと確認した上で執行できるかというような問題が、また別途あるかと思ひます。

そういったもののバランスを考えながら、最終的にどうするかというのは検討していくという形になろうかと思ひます。

○中村推進役 多分、セキュリティーとかを考えたときには、実装でいいよということになっているんですが、先ほどもお話が出たんですけれども、輸送中に変わるように、最初はセキュリティーレベルがいろいろとやって、届け出も全部やっていた。ところが、使ったから減っちゃったからいいんだよねといったとき、そして、今度は使い終わって、例えばどこかに譲渡したり何かするときにはまた戻すとかと、非常に複雑になってはいけなかなと思ひますので、よろしく御検討お願ひします。

○伴委員 まさに御指摘のとおりで、いろいろと難しいことがあるというのは承知しておりますので、だからこそ検討を行う。

ずるい書き方ではあるんですけれども、とりあえず検討していますと。検討して、もしかしたらできないかもしれません、できるかもしれませんという意味合いになるのかと思ひます。

ですから、この中間取りまとめでは、これについてはこうするとはっきり決める、これについてはこうしたいんだけど、いろいろ本当にできるかどうかわからないので、ま

だ、今後検討が必要だという、その辺は書き分けてあります。

ほかは、いかがでしょうか。お願いします。

○井口教授 細かいことなんですけれども、今回、いわゆる防護規程を作成することになるわけなんですけれども、これについては、必要な関係者以外には漏えいしてはいけなく、守秘義務があると。そのときに、この防護規程の内容のところ、③の教育及び訓練というところで、該当者が結構、警備員を含むとあるように、かなり広がってしまって、施設によっては、警備の方というのは外注等で変わっていくようなことがあり得るんじゃないかということで、この防護規程の内容で、例えば、③等については、これはここの守秘義務というか、そういう扱いにしないといけないんですかという。

規定をつくるときに、全部をマル秘にしないといけないかという、そこら辺を確認させていただきたいと思います。

○西田課長 この防護規程そのものは、管理情報として管理いただきますけれども、ただ、防護規程の中に書いてある情報について、管理すべきものと、そうでないものというのは当然あると思いますので、例えば、その防護規程に書いてある情報を、例えば防護管理者以外が絶対知っちゃいけないかという、それはいろんな人が防護規程に基づいて動くに当たって知らなければならない情報というのはあるかと思いますが、その中で、管理すべき情報と知らしめるべき情報というのは分けて扱っていただきたいというふうに考えてございます。

また、同じように、この訓練につきましても、防護規程の管理された情報に基づいてやる方々と、例えば何か不審なことが起こったときの通報連絡訓練みたいなものは、別にその防護規程を知らなくてもできる方々というのはいらっしゃるかと思いますので、そういった形で対応していただければよいのかなというふうには思っております。

○片山総括審議官 総括審議官の片山でございます。

通常、警備員というのは、防護措置を講じる上で非常に重要な役割を果たしていただくことになると思います。そういう意味で、その防護管理者が、防護に関する情報をどの範囲の人に開示していいというふうに判断するんだ、また、開示をした人から、さらに漏れないようにどう担保するんだということを、当然、考えた上でやっていただくということになると思いますし、そういう意味では、この警備員というのは、委託警備会社というのは非常に重要な存在になるんだというふうに思います。

○井口教授 そうすると、ある意味では、事業者の裁量によって情報を仕分けできるとい

うことですね。

防護規程関係の情報については、事業者の方で一応仕分けができるんだけど、それについて規制庁の方で精査して、いい悪いというのを判断される。そういうふうを考えてよろしいのでしょうか。

○片山総括審議官 総括審議官の片山でございます。

そもそも、どの範囲の人にこの情報を扱わせるのかということをもとに特定していただくのが一番先決でございます。言ってみると、これに関する情報を知らなくていい人に開示する必要は全然ないですし、したがって、そういう手順というものをしっかりと、まず、つくっていただくというのが出発点でございます。

ですから、あくまでも、ちゃんと管理しなきゃいけない情報を管理されていない状態に置かないように、ちゃんと管理する手順をつくっていただきたいということでございますので、その線引きを、まずしっかりしていただくというのが出発点じゃないかというふうに思います。

○井口教授 だから、確認したいのは、規制庁の方でそういうモデル的な考え方について、ガイドラインとかそういうものが示されるので、その範囲内で事業者のほうが、ある程度、自由度は少しはあるというか、実際に警備されている方というのはいらっしゃるわけで、その方が例えば放射線を扱うような施設の防護に関わるか関わらないかというのは、事業者側が考えないといけないということですよ、今の御説明だと。

そのときに、例えば、この防護規程の場合に、前提条件として放射線の知識がないといけないというようなことではないですか。それは防護管理者だけでいいんですか。

要するに、私が心配しているのは、前もこの検討会で質問したと思うんですけども、警備関係で言うと、普通の警備があって、この防護規程というのは、あくまでも放射線、RIに関する防護であると。その仕分けが、なかなか施設によっては難しいんじゃないかなという、そういう懸念があるものなので、この防護規程をつくったときに、開示する情報が、安全を担保する場合に、今やっぺらっしゃる普通の警備の方にも御説明しておかないと、万が一、例えば不審なことが起こった場合に、そういう普通の警備員の方にいろいろ説明してほしいといけないということがあるような気がするので、この辺りの線引きが、逆に言うと、規制庁の方から、こうでないといけないというふうに示されるのか、あるいは事業者の方で、ある程度、裁量があるのかということも確認したいという、そういうことなんです。

○片山総括審議官 逆に言いますと、そこは事業者としてどう考えられるのかということ
をまずお決めいただく必要があると思いますし、つまり、どの範囲の警備員を、まさしく
防護措置を構成する人として位置づけるのかというのをまず一義的に考えていただいて、
これは防護措置のためには不可欠だということになれば、その範囲の人たちというのは、
まさしく防護のための組織の一員になって、ある程度、一般には開示できない情報を取り
扱う人になるということじゃないかというふうに思います。

つまり、それはこの範囲の人でなければならないというようなことを我々が示すという
よりは、まさしくちゃんと管理しなきゃいけない情報を管理できる状態に置いてください
という、そういう性能要求の仕方でございますので、その中で防護のために必要な範囲と
いうのを、それは事業者が考えていただく、そういうことじゃないかというふうに思いま
す。

○井口教授 それを規制庁のほうでチェックされるという。

○片山総括審議官 防護規程を届け出てきていただいて、我々の規制要求に照らして不十
分であれば変更をお願いするという関係だと思います。

○井口教授 わかりました。ありがとうございます。

○伴委員 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、第4章のところになりますけれども、「安全水準の向上に向けた共通
的な取組」ということで、安全の責任が事業者にあるということ、安全文化の問題、それ
と講習・試験等に関する事項ですけれども、これについていかがでしょうか。

お願いします。

○松田教授 23ページの(2)ですけれども、自主的、継続的な安全性の向上に関する部
分です。

一応、対象は特定許可使用者及び許可廃棄業者ということで、こういった議論ではあつ
たと思うんですけれども、現実を考えてみますと、もしかしたら、こういった特定許可使
用者のような、比較的大線源を有しておられるところというのは組織としての管理がそれ
なりの形ができ上がっていて、PDCAも回しやすいかとは思うんです。

ところが、逆に小規模なところ、例えば専任の主任者がいなくて、兼任の教員が主任者
をしていて、しかも普通は使いませんので、管理区域、入り口は鍵で閉められたまま。必
要に応じて線源が入ってきて、それが調達課とか、そういったところの事務の机の上にはぼ
んと置かれていて、それを電話で聞いた主任者が持って施設の中に入っていく。

つまり、兼任の主任者、兼任教員による主任者と、それから、専任の事務ではない、学部の事務というミニマム管理ですね。実際にはこういうところが多いと思うんですよ。しかも、これからは多分、増えてくると思うんですね。そんなところの方がむしろ危ないんじゃないかという気もするんですけども。

あまり規制対象を広げることはよしとはしないのですが、ただ、実際リスクを考えたら、特定許可使用者に絞る必要もないんじゃないかというふうな発想もあるかとは思いますが。今後の課題かもしれませんけれども、ここで変えちゃうと、もう、そうなっちゃうわけですね。その辺りは大丈夫ですか。

○西田課長 今回、法律といいますか、RI法上で義務づけるところというのは、ここに記載してあるような、この特定許可使用者、許可廃棄業者というものを対象にしていくということを考えてございます。

ただ、御指摘のように、この取組というのは、ある意味、RI事業者としては、自主的にやっていただく分については非常に我々としてはウエルカムですし、やっていただきたいということではありますので、こういったことを一つの契機として、RI事業者に対して、こうした取組というのはいいことなんだというのは、今後、我々としては積極的に示していきたいというふうには考えております。

○片山総括審議官 総括審議官の片山でございます。

グレーデッド・アプローチの考え方というのが大事なというふうに思っております。そういう意味で、どういうふうに刻んでいくのかということ考えたときに、現行のRI法の体系であれば、一つの切り方というのは、特定で切るというのが一つの考え方かなと思っております。

だから、そういう意味で、全ての事業者を対象に安全確保の一義的な責任というのは、一義的に事業者にあるというところは強く意識していただいた上で、具体的な規制要求として、そういう仕組みを自らの組織の中に持つ人というのを特定するときには、やはりグレーデッド・アプローチの考え方をとるべきではないかという、そういう考え方でございます。

だから、もちろんそういう啓蒙活動のようなソフトなアプローチというのは、先ほど西田のほうで申し上げたように、やっていかなければいけないとは思っておりますけれども。

○松田教授 仕組みをつくっていく上でグレーデッド・アプローチの考え方でいくというのはよくわかりますし、そうだと思います。

もちろん、それに反対するものではないんですけれども、結局、リスクですので、放射線の人体影響の確率的影響と同じで、リスクはやっぱりどこにいてもゼロではないわけで、閾値もないわけで、そう考えると、どのグレードで合わせるかというのをリスクで考えたら大変難しいと思うんですよね。

ですので、現行のカテゴリーを考えた場合の一つの線引きを考えているというふうな理解でよろしいですね。

○伴委員 グレーデッド・アプローチをネガティブに捉えると、小規模なもの、小さいものしか扱っていないところはどうしてもいいかげんになってしまう可能性があるという、そういう捉え方もできなくはないので、先生が御指摘してくださったことは確かに考えていかなければいけない問題だと思いますが、とりあえずの第一歩として、ここで言いたいことは、まずRI法の精神として、一義的な責任は事業者にあるよというところを明記したいと、そこから始めようということかと思います。

どうぞ。

○西田課長 今回の見直しで1点変わるところがあるとすれば、全体に波及するものとして変わるところがあるとすれば、今までRI法の中で、ともすれば放射線取扱主任者が安全確保の監督をする者としてクローズアップされておりましたけれども、今回、RI法事業者としての安全確保、責任というのが法律上明確化しますので、それは放射線取扱主任者にとどまるものではなくて、経営者も含めた全体で確保すべきものなんだということの趣旨を法律上明確化していくということですので、そこら辺の意識を変えてもらうということは我々としても今後必要になってくるかなというふうには思っております。

○伴委員 ほかに、いかがでしょうか。どうぞ。

○片山総括審議官 1点、資料1-1の概要版の3ページ目のところで、RI事業者による安全性向上という四角囲いの中の、丸の二つ目の文章は削除しておいてください。

というのは、要は、中身としては一義的責任を明確化することと、それから予防規定の中に特定事業者と許可廃棄事業者を新たに規制要求するという、この二つでございまして、真ん中のところというのが修正漏れみたいなものでございます。これは削除しておいていただければと思います。

○伴委員 ほかはいかがでしょうか、この第4章に関して。

あと、講習の方は特に御意見はございませんか。試験、あるいは講習に関して、よろしいでしょうか。

そうしましたら、第5章の「おわりに」。ここは結構大事で、要は、まだ決まっていな
いこと、これから検討をしていかなければいけないことをここにまとめてあります。

ですから、ここに書かれていることに関しては、この検討チームは引き続き責任を持た
なければいけませんので、これでよろしいかどうか、そして、抜けがないかどうか。

この点から、御確認いただけますでしょうか。

特によろしいでしょうかね。

お願いします。

○松田教授 内容の問題ではないんですが、書きぶりなんですけれども、資料1-1でまと
められている今後の検討事項の項目と、それから、25ページでまとめられている項目が微
妙に違っていたり、一つなかったりというところがあるのと、それから第3章に関しては、
最後に「今後の取組」という項目があったと思うんです。

第3章の21ページですね。ここに、また「今後の検討課題」というのありまして、同じ
ようなことが書かれてあるんですが微妙に違うので、読み比べてみると、こっちに入っ
ているけど、こっちに入っていないとか、あるかなと思うので、できれば合わせておいたほう
がよろしいかと思います。書きぶりだけの問題です。

○伴委員 特に、事務局から何かありますか。

○西田課長 あくまで、この資料1-2の報告書のほうが本体でございますので、基本的に
概要は、要約をまとめているだけということでございます。

○伴委員 ほかは、よろしいでしょうか。

お願いします。

○松田教授 これまでの議論では具体的には出てこなかったんですけども、最後の25ペ
ージの「関係省庁が連携し」というところで、省庁まで関係するのかわからないで
すが、今、同時に原子力防災のほうが動いておりますね。

あちらで、実際に汚染して、RI法で許可を受けた使用施設において、許可を受けていな
い各種の、例えば内部被曝をした患者であったりとか、あるいは汚染物が入り込んでくる
可能性もあるんじゃないかなと思うんです。

ですから、これは、どこかの時点で、その場合の取り扱いというのを明確にしておかな
いといけないと思いますので、これは今まで議論がなかったのですが、せっかく、今後検
討されるのであれば、それも同じ原子力施設の中の話ですので、また考えていただければ
と思います。

○伴委員 それは、原子力災害医療のほうの患者を受け入れる医療機関の話ということですか。

○松田教授 そうということです。もちろん医療機関もありますし、もしかしたら、測定の場所は、いわゆる教育研究用のRI施設の可能性もありますので。

○西田課長 今、御指摘いただいたようなRI法で許可を受けてないようなものに関して何か災害が発生した場合ということについて、我々の意識としては、こういったRI施設で事故なりが起こった場合の対応というのは、今後、関係機関を含めて議論していきたいと思っておりますけれども、そのときには、放射性物質、あるいは放射性同位元素の施設における事故なりトラブルというのがトリガーになりますから、その中でRI法の許可を取っていたか、取っていないかというのは、逆に言うと、起こってしまったものに対してはその根拠ってあまり関係ない、そこにかかわらず同じような対応をしていくという意識ではございますので。

○松田教授 わかりました。その辺りの基本方針がしっかりと定まっていれば全然問題ないと思います。

○伴委員 よろしいでしょうか。大体、意見は出尽くしたということ。

他省庁からもお越しいただいていますので、もしここで、何か全体を通してコメント等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょう。

特にございませんか。

それでは貴重な御意見、そして活発な御討論をありがとうございました。

この中間取りまとめ資料の1-2に関しましては、概ね了承いただけたのではないかと思います。

細かい修正がまだ必要となるかとは思いますが、その点に関しましては、田中委員と私に御一任いただくということよろしいでしょうか。

じゃあ、そのようにさせていただきたいと思います。

本日、この検討チームで取りまとめた中間取りまとめ案は、微調整した後で、今後、原子力規制委員会に報告することになります。

その上で、大体、目安として9月上旬からパブリックコメントとして、より広い範囲の方々からの御意見を伺ってまいりたいと考えております。

そして、今後、引き続き、いろいろな課題を検討していく必要がありますので、この検討チームの中で報告を受け、また、必要な事項については議論を重ねていきたいと思いま

す。

本日は、議題は以上ですけれども、何かほかにございますでしょうか。

事務局から連絡事項等がありますか。

○西田課長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

次回以降の検討チームでございますけれども、今回の取りまとめの中で、今後検討する課題を明記させていただいておりますので、今後の課題の検討状況について、我々の方で作業を進めた上で、また検討チームの開催日時につきましては改めて調整等をさせていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○伴委員 では、そのようにお願いいたします。

それでは、以上で、第5回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームを閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。